



きよかわむら

# 社協だより

2015

6

No.166



「喫茶の日」

いい香り漂う

デイサービスの話題

デイサービスでは、日頃行う日課の他に、利用者みなさんに喜んでいただきたいと工夫をしながら行事を行っています。

その一環として毎月行っているのが「喫茶の日」です。喫茶の日とは、利用者に約6種類のコーヒーや紅茶の中から飲みたいものを選んでいただき、カップも好みのものを選び、お茶の時間を楽しむイベントです。利用者からは、「コーヒーの香りがいいね」「カップも色々な柄があっていいね」と評判は上々です。



## 6月号 おもな内容

- |                |    |             |    |
|----------------|----|-------------|----|
| ●特集 日常生活自立支援事業 | 2P | ●広報部会       | 3P |
| ●ふれあいフェスティバル   | 3P | ●社協会員募集のお願い | 4P |

※みなさまの会費の一部は「社協だより」の発行に充てさせていただきます。

特集

## 日常生活自立支援事業

できるだけ住み慣れた地域で自立して生活できるように、お手伝い（支援）する事業です。



## こんな時は、社会福祉協議会がお手伝いします

### ♥どんなお手伝い（支援）してくれるのですか？

- 福祉サービスを利用するための情報提供や利用手順のお手伝い（支援）をします。
- 公共料金や年金の受領の確認など、日常的なお金の管理のお手伝い（支援）をします。
- 通帳や証書など、大切な書類の保管などをします。

### ♥どんな人が利用できるのですか？

日常生活に不安（判断能力が不十分）のある高齢者や障害者（知的、精神、身体）などの方です。



### ♥どこに相談すればいいのですか？

日常生活自立支援事業についてのご相談、お問い合わせ先は次のとおりです。  
清川村社会福祉協議会 担当：大橋 ☎046-287-1118

### ♥利用するまでにどんな手続きが必要ですか？

相談後、具体的なお手伝い（支援）のための支援計画を作ります。その支援計画に基づき契約をし、サービスが開始されます。

※利用希望者の契約を結ぶ能力（契約内容の理解の確かさ）については、各分野からの専門家で構成される契約締結審査会が確認を行います。

↓清川ホームの模擬店で販売員のボランティアをするよもぎの会会員（写真左の2名）



5月9日、厚木市七沢にある神奈川総合リハビリテーションセンターの会場にて、厚木市、愛甲地区の知的障害者が集まったのふれあいフェスティバルが行われました。このフェスティバルは、地域の知的障害者施設や作業所、当事者団体などが主体となり行われ、今年度は清川ホームが事務局となり実施されました。



↑約1,000人の方々が訪れフェスティバルを楽しんでいました。

当日は、多くの方がフェスティバルを楽しんでいる中、各模擬店では多くのボランティアの活躍がありました。清川ホームの模擬店には、例年ごおり「よもぎの会」の会員有志が今年は2名参加され、ポップコーンの「販売員」として活躍されました。よもぎの会の落合貞子さん（＝上写真左＝）は、「少しでもホームさんのお役に立てればと思って参加しています」と笑顔で話していました。清川ホームの職員は、「よもぎの会のみなさんにご協力いただいているお陰で、私たちは、利用者さんの対応に専念することができました。特に今年事務局を担っていたので本当に助かりました。」と喜んでいました。

住民目線の『社協だより』を目指して

### 清川村社協広報部会

清川村社協では毎月1回、住民3人で構成する「広報部会」の開催を経て社協だよりを発行しています。これは、福祉サービス、ボランティア情報の提供をはじめ、社協の事業のお知らせや報告を「住民の目線」でわかりやすくお知らせするためです。発行する側はどうしても「沢山の情報を提供し住民の方に知っていただきたい」という発想になりがちです。部会では、

毎月「この福祉用語ってどういう意味ですか」「これだけ文章が長いと読んでもらえないのでは」と言った意見を委員の皆さまからいただき事務局は大変助かっています。

今年度新たにスタートした広報部会では「みんなに見てもらえる広報紙作り」を目標に編集作業を行っています。今後とも部会委員の皆様と一体となって「わかりやすい」社協だよりを発行していきたいと思えます。



↑平成27年度の広報部会員のみなさん（写真左から市川さん、久保さん、川口さん）

# 清川村社会福祉協議会 会員募集にご協力をお願いします

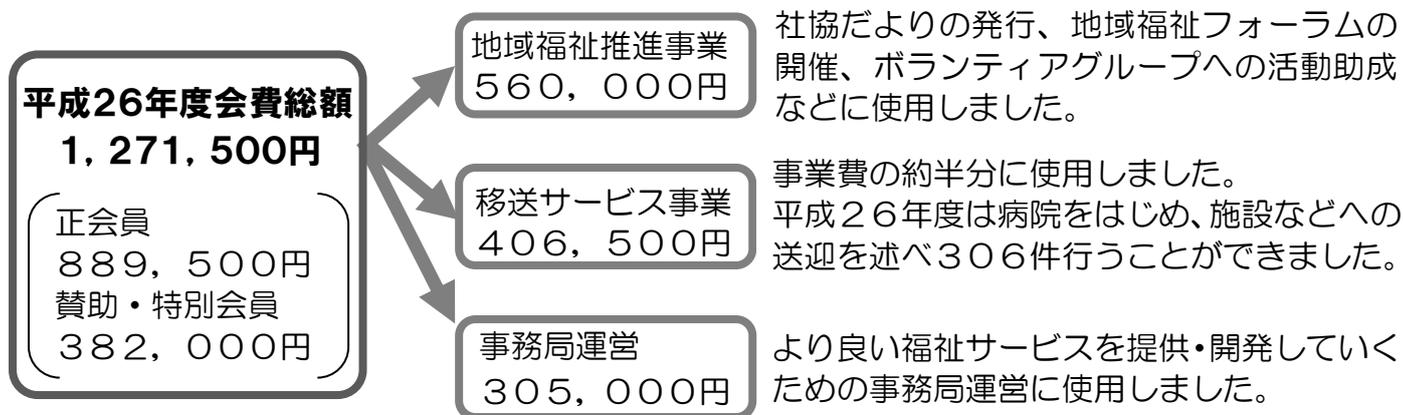
清川村社協では、6月～7月を会員募集強化月間として、各自治会を通じて一般世帯、村内の各種団体、事業所や商店の皆様にご協力をお願いしています。会員とその会費の金額は右の表のとおりです。一般世帯の会費につきましては、強制ではありませんが2口以上のご協力を併せてお願いいたします。また、会員につきましては通年受け付けています。

種類		金額
一般世帯	正会員	1口500円を2口以上
各種団体	正会員	1口1,000円
事業所 商店	賛助会員	1口3,000円
	特別会員	1口5,000円

**社会福祉協議会（社協）とは、** 地域福祉の推進を中心的に担う公共性、公益性の高い民間社会福祉団体であり、社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられています。

**会員制の目的は、** 地域住民の福祉への参加、会員会費により自主財源を確保し、地域福祉活動の一層の充実を図ることであり、皆様には、社協の地域福祉活動にご理解をいただき社協会員となっていただきます。一般世帯の皆様には、地域福祉の推進をさらに図って行くためにも2口以上のご協力をお願いいたします。

**会費の用途は、** 地域福祉推進のための費用に使わせていただきます。平成26年度に皆様からいただいた会費は次のように使わせていただきました。



**回収にご協力ありがとうございます**  
平成27年4月～平成27年5月

○ペットボトルキャップ	9件
○古切手	3件
○使用済みプリペイドカード	1件

**寄付をありがとうございます**  
平成27年4月～平成27年5月

○匿名の方	2,000円
○匿名の方	900円
○匿名の方	600円

編集・発行  
社会福祉法人  
**清川村社会福祉協議会**  
〒243-0195  
神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2220-1  
清川村保健福祉センターひまわり館内  
電話 046(287)1118  
FAX 046(287)2013

**はあじ**  
**うおーむ**  
地域福祉とは、人々が地域において安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力して地域の福祉課題の解決に取り組むという考え方です。社協は住民と一緒にこの「地域福祉」の推進に努めていきますので、会員となっていただき活動を支援していただきますようお願いいたします。